

別記

様式第 1 号(第 5 条関係)

銚子市U I J ターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付申請書

年 月 日

銚子市長 様

申請者 住所

氏名

電話

銚子市U I J ターンによる起業・就業者創出事業移住支援金の交付を受けたいので、銚子市U I J ターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 申請者等に関する事項

フリガナ		性別	
氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	〒	電話	
メールアドレス			
単身世帯・2人以上の世帯の別	単身世帯 ・ 2人以上世帯 (世帯人数 人、うち18歳未満 人)		
就業等に関する要件の種類	就業・テレワーク・起業・関係人口		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

別紙「銚子市U I J ターンによる起業・就業者創出事業移住支援金事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		同意する		同意しない
交付申請日から5年以上継続して、銚子市に居住する意思について		意思がある		意思がない
（就業・テレワーク・起業の場合のみ記載） 交付申請日から5年以上継続して、就業、起業をする意思について		意思がある		意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者と3親等以内の親族に該当しないこと。		3親等以内の親族に該当しない		3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住したことについて		自己の意思による		自己の意思によらない
（テレワークの場合のみ記載） 所属先企業等から通勤手当として、定期券相当の交通費の支給について		交通費を受けていない		交通費を受けている
（テレワークの場合のみ記載） 週2回以上かつ勤務日数の5分の1以上所属先企業へ通勤について		通勤しない		通勤する
（関係人口の場合のみ記載） 下記支給対象者の要件について ア 銚子市の移住体験ツアーに参加経験がある者 イ 銚子市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者 ウ 銚子市に居住経験がある者		いずれかに該当する		いずれにも該当しない
（関係人口の場合のみ記載） 下記地域の担い手確保の要件について ア 農林水産業に就業した者 イ 家業等へ就業した者 ウ 銚子市の創業支援事業計画に基づく「特定創業支援事業（創業スクールなど）」を受けた後、銚子市で創業した者		いずれかに該当する		いずれにも該当しない

4 転入前の住所

住 所	〒
-----	---

5 転入前10年間の東京23区への在勤・在学履歴（東京23区の在勤・在学者に該当する場合）

期 間	就業・在学先	就業・在学地

別紙

銚子市U I J ターンによる起業・就業者創出事業に係る個人情報の取扱い

- 1 千葉県及び銚子市は、銚子市U I J ターンによる起業・就業者創出事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）並びに千葉県及び銚子市が定める個人情報保護法施行条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用する。
- 2 千葉県及び銚子市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合がある。
- 3 銚子市は、公益財団法人千葉県産業振興センターから地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定を受けている対象者について、次に掲げる事項の取扱いを行う。
 - (1) 移住支援金の交付決定をした場合、公益財団法人千葉県産業振興センターに対し、交付決定者の氏名及び交付決定日を、千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金交付決定通知書の写しを添えて通知する。
 - (2) 公益財団法人千葉県産業振興センターが千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定を取り消した場合、移住支援金の交付決定取消事務を行うために、必要な範囲で、公益財団法人千葉県産業振興センターから千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金に係る交付決定取消に関する情報の提供を受ける。
 - (3) 千葉県地域課題解決型起業支援事業に係る伴走支援に必要があるとして、公益財団法人千葉県産業振興センターから求めがあった場合、把握している住所及び連絡先を公益財団法人千葉県産業振興センターに情報提供する。